

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第12回 裁判所と司法権（1）

1. 法原理機関としての裁判所

- ・ 裁判所は、国会や内閣といった政治部門から独立して、司法権と違憲審査権を行使する機関であって、法の支配の実現者としての役割を期待された法原理機関であるといわれている。政治部門が、国民の政治的統合を図りつつ、国民の意思を実現するため、積極的かつ能動的に活動することが求められる機関であるのに対して、法原理部門は、紛争を契機に、法の客観的意味を探り、それを適用することによって、紛争を解決し、もって法秩序と法原理の維持・貫徹を図ることが期待されている受動的な機関である。

2. 裁判所の組織

- ・ 司法権（具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用）は、最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）によって行使される（76条1項）。
- ・ 通常の裁判所の系列から独立した特別裁判所は、設置できない（76条2項前段）。なお、76条2項後段に関して、行政機関が行政処分についての審査請求に対して裁決を行うことは、裁判所の裁判の前審にすぎないので認められる。
- ・ 日本国憲法は、裁判所について複数層の審級制をとることを求めている（76条1項）。
- ・ 下級裁判所の裁判官は、_____が指名し、_____が任命する（80条1項）。このうち、高等裁判所の長官については、_____が認証する（7条5号、裁判所法40条2項）。最高裁判所は、長官___人とその他の裁判官___人で構成される（79条1項、裁判所法5条3項）。最高裁判所長官は、_____が指名し、_____が任命する（6条2項）。最高裁判所のその他の裁判官は、_____が任命し（79条1項）、_____が認証する（7条5号）。
- ・ 国民の司法参加の制度は、アメリカ合衆国などでみられるような陪審制度（大陪審（起訴陪審）と小陪審（審理陪審）とがある）と、ドイツなどにおける参審制度とに大別されるが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを目的として、2009（平成21）年5月よりわが国で行われている裁判員制度は、独自の制度である。

- ・ 裁判員制度違憲訴訟最高裁判決（最大判平成 23 年 11 月 16 日刑集 65 卷 8 号 125 頁）は、
（1）憲法に国民の司法参加を認める明文の規定が置かれていないことが、直ちに国民の司法参加の禁止を意味するものではなく、また、（2）憲法が下級裁判所について国民の司法参加を禁じていない以上、裁判官と国民とで構成される裁判体が、憲法上の「裁判所」（76 条 1 項、80 条 1 項）に当たらないとはいえず、（3）裁判員裁判の裁判体においても、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（31 条、32 条、37 条 1 項）は制度的に十分保障されており、（4）裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから 76 条 3 項には違反せず、（5）裁判員制度による裁判体の判決に対しては控訴・上告が認められているから、76 条 2 項により設置が禁止される特別裁判所に当たらず、（6）裁判員の職務等は、国民への負担となるとしても、これを「苦役」というべきではなく、辞退や日当等の支給を認めていることから、18 条後段が禁ずる「苦役」に当たらないと判示する。

【宿題】寺西事件最高裁決定（II-177）、国民審査制度違憲訴訟最高裁判決（II-178）及び高井住男簡裁判事弾劾裁判判決（II-179）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q12-1 司法権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 裁判官の罷免に関し弾劾裁判所の裁判の結果に不服がある場合に、最高裁判所に訴えることができるとする法律を制定することは憲法に違反しない。
 - イ. 行政機関の認定した事実をこれを立証する実質的証拠があるときには裁判所を拘束すると定めた法律は、その実質的証拠の有無は裁判所が判断するとの規定があっても憲法に違反する。
 - ウ. 特定の種類の事件だけを扱う裁判所を設置しても、その裁判所の裁判の結果に不服がある場合に、最高裁判所に上訴できるのであれば憲法に違反しない。
- Q12-2 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）に基づき裁判官以外の者が構成員となった裁判体によって裁判が行われる制度（以下「裁判員制度」という。）の合憲性について判断した最高裁判所の判決（最高裁判所平成 23 年 11 月 16 日大法廷判決、刑集 65 卷 8 号 1285 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 憲法が採用する統治の基本原則や刑事裁判の諸原則、憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討すれば、憲法は一般的に国民の司法参加を許容しているといえる。
 - イ. 裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、憲法が国民の司法参加を許容し、裁判員法が憲法に適合するようにこれを法制化したものである以上、憲法第 76 条第 3 項には反しない。
 - ウ. 裁判員制度は、参政権と同様の権限を国民に付与するものではないが、辞退制度や旅費・日当の支給等の経済的措置を講じていることを考慮すれば、裁判員の職務は憲法第 18 条の「苦役」に当たらない。